

石垣市狩猟者研修センター（射撃場）建設推進基本計画・
基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

令和5年2月

石垣市 農林水産商工部 農政経済課

石垣市狩猟者研修センター（射撃場）建設推進基本計画・基本設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務の名称

石垣市狩猟者研修センター（射撃場）建設推進基本計画・基本設計業務委託

(2) 業務の目的

農作物への主な有害鳥獣対策は、猟友会を中心とした石垣市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による駆除活動を実施しているものの、実施隊員が現場に駆けつけるタイムラグなどの課題があるため、農家自身が自衛手段として狩猟免許の新規取得を推奨している。

しかしながら、本県には狩猟者の研修施設となる射撃場等が整備されておらず、新規取得や更新実技研修に係る県外への渡航費が多大な負担となっている。

そのため、管内予定地の選定を軸に、射撃場建設推進基本計画・基本設計業務を委託し、実施隊員の育成と普及を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「石垣市狩猟者研修センター（射撃場）建設推進基本計画・基本設計業務委託特記仕様書」に基づくものとする。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年2月下旬まで（予定）

2 提案上限額

金額 17,200,000 円（消費税を含む。） ※ ただし、この金額は、予定価格を示すものではない。

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、沖縄県内に本社を有するものであって、次に掲げる参加資格要件を全て満たした単体企業又は設計共同企業体とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

〈地方自治法施行令〉

第167条4第1項

- 一 該当入札に係る締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得てない者
- 三 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 石垣市における「令和3・4年度測量及びコンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿」に記載されていること。

(3) 石垣市の指名停止基準に基づく、指名停止を応募書類受付期間において受けていないこと。

(4) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

(5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

(6) 過去に国、地方公共団体、その他公共団体(※1)または、独立行政法人(※2)から同種・類似業務の受託実績を単独または、設計共同体、協力事務所として有すること。

① 同種業務(平成31年国土交通省告示第98号別添2第十二号に掲げる施設)

② 類似業務(平成31年国土交通省告示第98号別添2第四号及び七号に掲げる施設)

※1 その他公共団体は、公共組合(健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合) 造営物法人(公庫、公団、事業団)、地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公団)

※2 独立行政法人は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。

- ③ 同種・類似業務は、基本設計及び実施設計とする。改修工事は含まない。なお、規模は延べ面積 3,000 m²以上とする。
- (7) 配置技術者の要件等
- ① 管理技術者： 一級建築士、設計共同体の場合は代表者に所属していること
- ② 各主任担当技術者： 建築、電気、機械
- ア 建築： 一級建築士又は二級建築士
- イ 電気設備： 建築設備士、技術士、一級建築士、設備 1 級建築士、1 級電気工事施工管理技士又は 2 級電気工事施工管理技士の資格を有し、同種・類似の電気設備設計の経験を有する者
- ウ 機械設備： 建築設備士、技術士、一級建築士、設備 1 級建築士、1 級管工事施工管理技士又は 2 級管工事施工管理技士の資格を有し、同種・類似の機械設備設計の経験を有する者
- エ その他： 建築構造設計構造設計一級建築士による関与を必要とする。また、応募時と契約時の管理技術者及び各主任担当技術者は、原則変更できないものとする。
- なお、特別な事情で変更する場合は、市の承認を受けたうえで変更できるものとする。管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ 1 名とする。原則兼任は認めないものとする。各主任担当技術者は、他の応募者との重複を認めない。
- (8) その他、本業務を確実に遂行できること。
- (9) 設計共同企業体として参加する場合は以下の通りとする。
- ① 自主結成方式とする。
- ② 各構成員の出資比率は、以下の通りとする。
- ア 2 業者の場合 30 パーセント
- イ 3 業者の場合 20 パーセント
- ③ 当該業務に関し、2 つ以上の設計共同体になることはできない。

4 スケジュール（令和 5 年）

- | | |
|------------------|--|
| (1) 公募期間 | : 2 月 16 日(木) ～ 3 月 1 日(水)正午まで |
| (2) 参加受付期間 | : 同上（参加申請書、基本事項調書をご提出ください） |
| (3) 質問受付期限 | : 3 月 1 日(水) ～ 3 月 3 日(金)正午まで
※ 電話・口頭による対応は行いません。 |
| (4) 質問回答日 | : 3 月 6 日(月)本市 HP にて公開予定 |
| (5) 一次審査結果通知 | : 3 月 7 日(火)を予定 |
| (6) 技術提案書の受付 | : 3 月 8 日(水) ～ 3 月 15 日(水) |
| (7) 二次審査(プロポーザル) | : 3 月 23 日(木)を予定 |
| (8) 最終結果通知 | : 3 月 24 日(金) |
| (9) 業務内容協議期間 | : 3 月下旬 |
| (10) 随意契約締結 | : 3 月下旬 |

5 参加申し込み方法等

(1) 参加申し込み時の提出書類

- ① 参加申請書(様式 1) ※共同企業体の場合は、「共同企業体協定書(任意様式)」も提出すること。
- ② 基本事項調書(様式 2)、コリンズ・テクリス等根拠資料(契約書等の写しも含む)の提出も併せて行うものとする。

(2) 貸与資料について

- ① 石垣市狩猟者研修センター(仮称)整備予定候補地等の資料
- ② 貸与申請書(様式 3)

※ 電子メールにより、6(1)②の送付先アドレスに送付し、電話連絡により着信の確認をしてください。後に原本提出

(3) 技術提案書提出時の書類

- ① 技術提案書(任意様式) A3 用紙最大 5 枚までとする。各課題 1 枚以内。

(4) その他

- ① 質問書(様式 4) 公募期間中は電話、口頭による照会対応は行いません。
- ② 参加辞退届(様式 5) 参加申請書提出後に辞退する場合は、提出すること。

(5) 提出書類の部数及び提出先

- ① 参加申請書等・質問書原本・・・1 部 様式 1～3、5
- ② 上記以外の資料・・・・・・11 部 技術提案書(任意様式)

※ それぞれの公募期間内に持参又は書留郵便等により提出すること。

- ③ 提出先 石垣市農林水産商工部 農政経済課(市役所 2 階)

6 質問書等について

- (1) 参加に際して質問がある場合は、質問書(様式 4)に質問内容を簡潔にまとめ、以下のとおりに電子メールにて送付してください。

- ① 質問受付期間： 3 月 1 日(水) ～ 3 月 3 日(金)正午まで
- ② 送付先メールアドレス： dikansya@city.ishigaki.okinawa.jp

- (2) 質問に対する回答は、一括して 3 月 6 日(月)に本市ホームページにて回答予定。

7 委託契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

石垣市狩猟者研修センター(射撃場)建設推進事業基本計画策定等業務受託候補者プロポーザル選定委員会を設置し、公正かつ厳正な審査のうえ、一次審査(書類)及び二次審査(技術提案書及びヒアリング)の合計点が最も高い優秀であると認められた 1 者を優先契約候補者として選定する。

(2) 一次審査(書類審査)

基本事項調書(様式 2)を下記 8(1)に示す評価基準に基づいて一次審査を行います。

※ 応募者多数の場合、上位 3 者を二次審査の対象とします。順位等は公表しない。

(3) 二次審査(技術提案書及びヒアリング)

委託契約候補者選定委員会において、技術提案書、提案仕様書についてプレゼンテーションを実施し、下記の 8(2)に示す評価基準に基づいて二次審査を実施する。二次審査評価の審査結果については、3 月中旬に優先契約候補者を市の HP にて公開し、該当業者及び参加事業者に文章での通知を行うものとする。

- ① 実施日時： 令和 5 年 3 月 23 日(木)を予定
- ② 時間配分： 提案説明 20 分以内、質疑応答 15 分程度とする。

※ 二次審査は、提出済の技術提案書、提案仕様書等をもとに行うものとする。

※ プレゼンテーションは、本業務に従事する管理技術者又は建築主任担当技術者が行うこと。

※ プロポーザル参加者が 1 者のみの場合でも審査を実施するが、評価の結果、一定水準(合計点数が満点の場合 60%程度)に達しない場合は、委託契約候補者として選定しない。

- ※ 実施当日の詳細は、後日、対象者に通知いたします。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、プレゼンテーションをオンライン形式に変更する場合がある。その場合、使用する PC 等のネット環境は応募者が用意すること。なお、使用するソフトは Zoom 等を想定しているが、会議方法については後日通知する。

8 評価基準

(1) 一次審査(配点 30 点) 基本事項調書(様式 2)

- ① 企業信頼度(経営規模、業務遂行能力等)・・・・・・・・・・5 点
- ② 業務実績(国または地方自治体等から類似業務の受託実績)・・・・・・・・5 点
 ※ 管理技術者が所属する企業についての審査である。
- ③ 業務経験及び実績(管理技術者及び各主任担当技術者の同種・類似業務経験)
 - ア 管理技術者・・・・・・・・・・5 点
 - イ 建築分野主任担当技術者・・・・・・・・・・5 点
 - ウ 電気・機械分野主任担当技術者・・・・・・・・5 点 ※ 電気・機械主任担当技術者の平均点とする。
 ※ 上記の根拠資料提出すること(コリンズ・テクリス・契約書・資格証の写し等の資料)
- ④ 従事者の専任性(手持ち業務量、保有資格)・・5 点
 ※ 手持ち業務量は、建築主任担当技術者のみ。保有資格は、建築・電気・機械の各主任担当技術者とする。※ 上記の根拠資料提出すること(資格証の写し等の資料)

(2) 二次審査(配点 70 点)・・・・技術提案書(任意様式)

- ① 基本方針及び手法・・・・・・・・・・20 点
 - ア 実施方針(取組体制、業務実施・設計上の方針及び配慮事項、内容理解、取組意欲など)
 - イ 実施手順及びスケジュール(計画性や実現性の妥当性)
- ② 提案の実現性と適格性及び独創性など・・・・50 点
 ※ 提案課題及び採点比重は次の通りとし、本市の地域特性、周辺環境等を考慮して技術提案書を作成すること。

項目	提案課題	採点比重
課題 1	候補地選定の決定プロセスの考え方	10 点
	① 関係法令等を踏まえ、候補地選定の考え方やスケジュール等の提案を求める。 ② 周辺地域への安全性を確認する手法や外構、配置計画の工夫など比較検討を行う際の配慮事項について提案を求める。	
課題 2	環境への配慮及び施設の適正な維持管理についての考え方	5 点
	自然エネルギーの活用や節水・節電等の環境負担低減についての手法やライフサイクルコストを抑えた施設とするための実現性の高いコスト削減策及び建物・設備の維持管理への配慮について技術提案を求める。	
課題 3	周辺環境への配慮についての考え方	15 点
	施設の特性上、周辺環境に対する配慮事項への対策及び考えを求める。	
課題 4	セキュリティーに配慮した管理棟についての考え方	5 点
	安心、安全で利用しやすい管理棟の考え方についての提案を求める。	
課題 5	その他、独自提案について	15 点
	施設計画、施設利用等について自由な提案を求める。	
	配点合計	50 点

9 技術提案書作成における留意事項

- (1) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容の評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- (2) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とはならない。
- (3) 技術提案書の提案者(設計共同体の構成員を含む。)を特定することができる内容(具体的な社名(組織名)、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等)を記載してはならない。
- (4) 主要な文字は、読みやすい大きさとするよう配慮する。

10 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先としての特定

本市は、選定委員会により選定した優先契約候補者を、本契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議し、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、次点契約候補者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ① 優先契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 優先契約候補者が、石垣市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 優先契約候補者からの見積徴取及び協議の結果、合意に至らなかったとき
- ④ 優先契約候補者が本業務の委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により優先契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

契約金額は、原則として2の提案上限額以下とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、提出書類等に記載された内容を尊重し、予算の範囲内で協議のうえ定めるものとする。

(4) 契約

石垣市は、「石垣市狩猟者研修センター(射撃場)建設推進事業基本計画策定等業務受託候補者プロポーザル選定委員会設置運営要綱」に基づき決定された受託候補者と契約するものとする。

11 その他、特記事項

- (1) 提出された提案書類は返却しない。
- (2) 提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 優先契約候補者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 優先契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。このため本業務を実施するにあたっては、石垣市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (5) 検討すべき事項が発生した場合は、石垣市と別途協議を行うものとする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、その他を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。